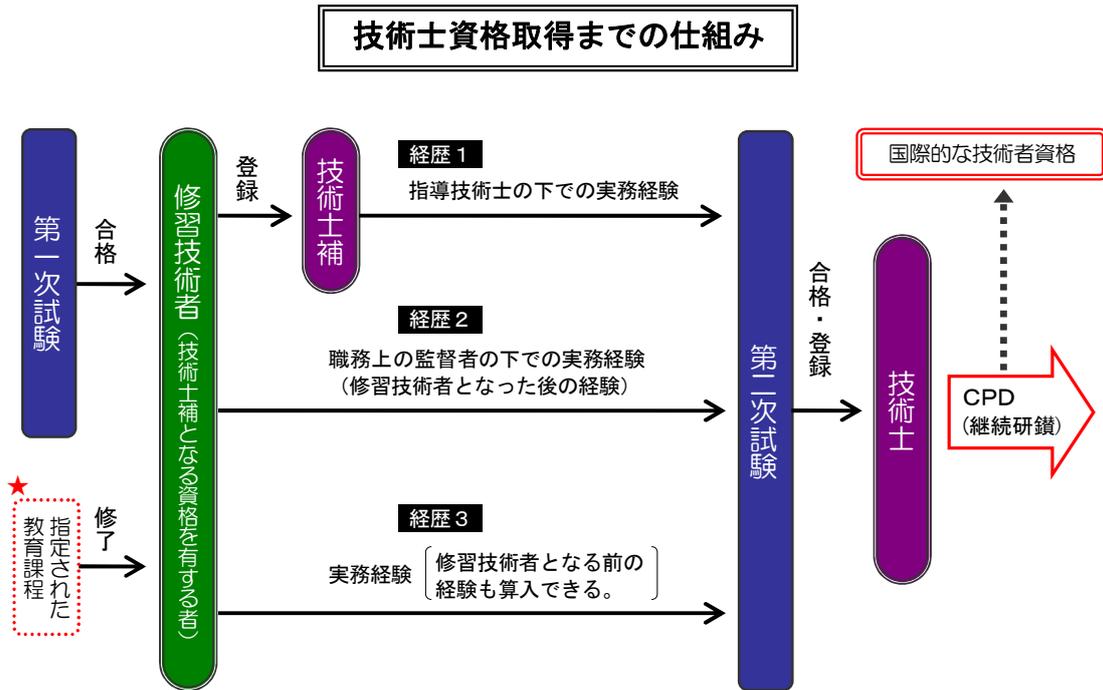


(参考)



技術士補となる資格（技術士第一次試験に合格又は指定された教育課程★を修了）を有する者が、以下の経歴のうち、いずれかに該当すれば、技術士第二次試験を受験することができます。

※ 技術士第二次試験の受験申込みの時点で、経歴を満たす必要があります。

経歴 1 技術士補に登録した後、指導技術士の下で、
4年（総合技術監理部門は7年）を超える期間の実務経験を積む。

経歴 2 技術士補となる資格を得た後、職務上の監督者の指導の下で、
4年（総合技術監理部門は7年）を超える期間の実務経験を積む。

経歴 3 7年を超える期間（総合技術監理部門は10年）の実務経験を積む。

補足

1) 技術士第二次試験は、技術士補となる資格を有する技術部門に限らず、全ての技術部門を受験することができます。

例 「第一次試験 / 建設部門」の合格者が、「第二次試験 / 応用理学部門・地質」を受験。

2) 過去に、技術士第一次試験の合格を経ずに技術士第二次試験に合格した者が、技術士第二次試験を受験する場合にも、技術士第一次試験の合格が必要となります。

★ 指定された教育課程

技術士法第31条の2、第2項における、

「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したもの」について、日本技術者教育認定機構（JABEE）認定コースを文部科学大臣が指定しています。

指定された教育課程の一覧は、当会ホームページを参照して下さい。

【トップページ】 → 【試験・登録情報】 → 画面右側【指定された教育課程の修了者について】